平成２８年（フ）第１１８号
香川県善通寺市与北町3224番地２
債務者　宮地　強士（旧姓川井）
１　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田　仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４２４号
熊本市北区植木町亀甲791番地１
債務者　吉村　秀行
１　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　広美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６７２号
仙台市青葉区二日町16番２―811号
債務者　上林　保志
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高島　梨香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６７８号
仙台市青葉区山手町５番23号　ハイデンス山手102
債務者　山田　竜臣
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小園　　彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７１０号
仙台市宮城野区福室６丁目13番37号
債務者　本郷　太一
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　優介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７３１号
仙台市泉区向陽台２丁目11番25号
債務者　坂本　豊彦
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　　智
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月23日午前11時35分
５　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５６号
福岡市中央区大名１丁目４番12―603号
債務者　矢野みちか
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　真禎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９７３号
札幌市白石区菊水元町３条１丁目３番１号　リオコート301号
債務者　上村　　希
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９９０号
札幌市豊平区美園８条３丁目２番12―105号
債務者　内山　慎介
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９９６号
札幌市東区北22条東16丁目２番19号　クレストパレス元町４Ａ号
債務者　森　　知美
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０２０号
札幌市白石区南郷通３丁目南８番７―401号
債務者　鈴木　　翔
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４０号
札幌市白石区本通17丁目北17番48号　プラザ17―102号
債務者　星井　直人
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１号
釧路市柳町４番12号
債務者　佐藤　　實
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１９５号
北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目78番地
債務者　伊藤美智子
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
山形県鶴岡市大山２丁目27番９号
債務者　柳原　聖子
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第２２９号
群馬県高崎市上中居町41番地　メゾン藤家Ｂ102号
債務者　山下　　昇
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３７号
群馬県藤岡市中大塚889―１　美土里福祉会株式会社サービス付き高齢者向け住宅みやびの里、住民票上の住所群馬県藤岡市下栗須313番地８
債務者　飯塚　伸六
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部